



宅建試験講座 権利関係 3

民法 1 - 3
強迫による意思表示
一

購読料：無料
宅建 一郎

「宅建試験受験講座」 3 回目

権利関係 3

民法 1-3 強迫による意思表示

第 1 章 意思表示（最重要）

○はじめに

第 1 項「契約の成立」は 1 回目、第 2 項「詐欺による意思表示」は 2 回目に学習致しました。

今回の単元は「強迫による意思表示」です。

第 3 項 強迫（きょうはく）による意思表示（民法第 96 条）（最重要）

- 1 契約の意思表示は、人に騙（だま）されて、その意思表示をする場合だけではなく、人におどされて意思表示をする場合もあります。
- 2 それが、「強迫による意思表示」です。
- 3 それでは、この「強迫による意思表示」をした場合には、契約の効力はどうなるのでしょうか。これから、それを学習します。

第 1 強迫とは？

- 1 強迫とは、「人をおどす」ことです。
- 2 そして、「強迫による意思表示」とは、人におどされてなした意思表示のことです。
- 3 B が A をおどして、その結果 A が B に「甲土地を売る」という意思表示をした場合などです。
- 4 この場合、A が B におどされてなした「甲土地を売る」という意思表示を「強迫による意思表示」といいます。

5 図式

売主

A ←————— B

甲土地

- ① B が A をおどした。
- ② その結果、A は甲土地を B に売るという意思表示をし、B は買うという意思表示をして、A B 間で甲土地の売買契約が成立した。
- ③ この場合、A は「強迫による意思表示」を取り消すことができるか。→取り消すことができる。
- ④ A が取り消した場合は、A B 間の売買契約は無効となる。

第 2 強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 1 民法第 96 条 1 項が「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すこ

とができる。」と規定していますように、強迫による意思表示は、取り消すことができます。

.....
※民法第96条（詐欺又は強迫による意思表示）

①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

-
- 2 そして、「取り消すことができる」とは、詐欺による意思表示の場合と同じように、契約は一応有効に成立するけれども、その後で、取り消すことができ、取り消されたら、契約は無効となる、ということなのです。
 - 3 前例でいいますと、Aは、おどされたとはいえ、「甲土地を売る」という意思表示をしていますし、Bは「買う」という意思表示をしていますので、AB間に売買契約は、有効に成立します。
 - 4 しかし、Aは、「売る」という意思を形成する過程で強迫されていますので、その意思表示を取り消そうと思えば、「強迫による意思表示」を理由に、取り消すことができるのです。
 - 5 なお、そのまま良ければ、取り消さないこともできます。これは、詐欺による意思表示の場合と同じです。

第2 強迫による意思表示の取消しと第三者との関係

- 1 それでは、BがAをおどして、甲土地を買い受け、それをCに売却してから後に、AがAB間の売買契約を「強迫による意思表示」を理由に取り消した場合、Aはその取消しをCに主張（対抗）して甲土地の返還をCに請求できるのでしょうか。

2 図式

売主 ①おどす 買主 ③売買 第三者
A ←----- B -----→ C

甲土地 ②売買契約成立

- ①BがAをおどした。
 - ②その結果、AB間で甲土地の売買契約が成立した。
 - ③次に、Bは甲土地を第三者Cに売却した。
 - ④その後、Aは「強迫による意思表示」を理由にAB間の売買契約を取り消した。
 - ⑤そうすると、AはCに対して、強迫による意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することができるか。
 - ⑥できる。
- 3 この場合、Aは、Cが善意の場合でも、悪意の場合でも、強迫によ

る意思表示の取消しをCに主張（対抗）することができます。

- 4 つまり、強迫による意思表示の取消しは、第三者が善意であっても、悪意であっても、第三者に主張（対抗）することができるのです（民法第96条3項）。
- 5 そして、AがBに対してなした「売ります」という強迫による意思表示を取り消した場合には、A B間の売買契約は無効、つまり、無かったこととなりますから、Bは無権利者ということになり、BからCへの売買契約によっても、Bが無権利者ですから、Cに所有権は移転せず（無から有は生じない）、甲土地の所有権はAにありますから、AはCに対して甲土地を返還してくれと主張できますし、CはAに甲土地を返還しなければならないのです。
- 6 そして、この結論は、第三者Cが「BがAをおどした事実」を知らなかった場合（善意の場合）でも、知っていた場合（悪意の場合）でも同じである、ということです。
- 7 詐欺による意思表示の取消しの場合と強迫による意思表示の取消しとの違い
 - (1) ところで、詐欺による意思表示の取消しの場合には、その取消しを善意の第三者には対抗（主張）することができないが、悪意の第三者には対抗することができました。
 - (2) これに対して、強迫による意思表示の取消しの場合には、善意の第三者にも、悪意の第三者にも、その取消しを対抗することができます（民法第96条）。
 - (3) これが詐欺による意思表示の取消しの場合と強迫による意思表示の取消の場合との違で、条文上は、民法第96条3項が、「詐欺による意思表示の取消は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定しているが、強迫による意思表示については、そのような規定が無いからです。
 - (4) それでは、そのような違いがある実質的理由は何かですが、詐欺による意思表示の表意者（意思表示をした者）には「だまされた」という自らの「落ち度」がありますが、強迫による意思表示の表意者には、そのような「落ち度」はありませんので、強迫による意思表示をしたの方がより保護されているのです。

第3 第三者の強迫の場合

1 今度は、相手方ではなく、第三者が表意者を強迫した場合です。

2 図式

甲土地

売主

買主

A ←----- B

↑ ②売買契約成立

| ①

| お

| ど

| す

C 第三者

①第三者CがAをおどした。

②その結果，A B間で甲土地の売買契約が成立した。

③この場合，Aは第三者Cにおどされて為した，Bとの売買契約を取り消すことができるか。

④できる。

3 この場合，Aは，その契約を取り消すことができます。

(1) まず，この場合，第三者CにAがおどされたとはいえ，A B間では甲土地売買の意思表示は合致していますので，甲土地の売買契約は一応有効に成立します。

(2) しかし，Aは，おどされて契約をしていますので，「売りましょう」といった意思表示を取り消して，契約を無かったことにすることができます。

(3) そして，Aは，相手方Bが善意の場合でも（AがCにおどされていることを知らなかった場合），悪意の関係（AがCにおどされていることを知っていた場合）でも取り消すことができます。

(4) 強迫の場合は，買主Bが強迫の事実を知らなかった場合（善意）でも，知っていた場合でも（悪意），強迫されたことによる恐怖心から売るという意思表示をした売主Aを保護する必要があるからです。

4 第三者の詐欺の場合との違い

(1) これに対して，第三者詐欺の場合は，第三者Cが表意者である売主Aをだましたことを，相手方Bが知っていた場合（悪意の場合）には，売主Aは，その意思表示を取り消すことができますが，知らなかった場合（善意の場合）には，取り消すことができませんでした。

(2) つまり，第三者による強迫の場合と，第三者による詐欺の場合を比較すると，

①第三者による強迫の場合は，相手方の善意・悪意に関係なく，表意者はその意思表示を取り消すことができます。

②第三者詐欺の場合は，相手方が善意の場合は，取り消すことができないが，相手方が悪意の場合は取り消すことができる。

という違いがあります。

第4 問題と解答

問1 A所有の甲土地が、AからBに売り渡された。

(1) この場合、Bは甲土地をCに売却した。ところで、AのBへの売却の意思表示はBの強迫によるものであったので、Bが甲土地をCに売却した後に、AはBへの売却の意思表示を取り消した。この場合、Aは、その取消しをもって、善意のCには対抗できない、との記述は正しいか。

(1) 誤り。

理由

ア本肢は、強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗できるかの問題である。

イそして、強迫による意思表示の取消しは、善意の第三者にも、悪意の第三者にも対抗できる（民法第96条）。

ウ故に、Aはその取消しを善意のCにも対抗できる。

エよって、本肢は誤りである。

(2) 問1の事例で、Aが第三者Cの強迫によつて、Bとの間で売買契約をした場合、Cの強迫をBが知らない場合は、Aは売買契約を取り消すことができない、との記述は正しいか。

(2) 誤り。

理由

ア民法第96条1項により、強迫による意思表示は、取り消すことができる。

イそして、第三者の強迫による意思表示の取消しは、相手方が強迫の事実を知らなかった場合（善意）でも、知っていた場合（悪意）でもすることができる。

ウよって、本肢は誤りである。

エなお、第三者の詐欺による意思表示の取消しは、相手方が詐欺の事実を知らなかった場合（善意）は取り消すことができず、知っていた場合（悪意）のみ、取り消すことができる点で第三者の強迫による意思表示の取消しと違いがある。

☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎

★それでは、宅建試験受験講座3回目

権利関係3：民法1-3：強迫による意思表示
は、ここまでと致します。

★4回目は「民法1-4：「虚偽表示」です。

★本書の転記・転載、著作権侵害・違反行為は厳禁

